

## 目次

### 規則

- 非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課）

### 告示

- 生活保護法による施術者の指定（社会福祉課）
- 救急医療機関の申出事項変更の届出（医療政策課）
- 地籍調査事業計画の策定（農村整備課）
- 建設業許可の取消し（事業管理課）
- 道路の区域変更（道路課）
- 道路の供用開始（同）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（3件）（都市計画課）
- 指定納付受託者の指定について（3件）（出納総務課）
- 土地改良区役員の退任の届出（北部地方振興事務所）

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（税務課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（警察本部会計課）

### 議会

- 宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（議会事務局総務課）

### 公安委員会

- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について（警察本部運転免許課）

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 53 号

### 非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則（昭和42年宮城県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭補償)</p> <p>第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。</p>

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

**宮城県告示第432号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 8 年 5 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
横山 拓実	在宅訪問鍼灸マッサージ 旭ヶ丘やまだ治療院	仙台市青葉区旭ヶ丘 3 丁目 23- 6-4 号	令和 8 年 5 月 18 日

宮城県告示第433号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により認定した救急医療機関の開設者から、次のとおり名称を変更した旨届出があった。

令和 8 年 5 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	名 称	所 在 地
変更前	石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜清崎山 7 番地
変更後	石巻市立病院附属牡鹿医療センター	石巻市鮎川浜清崎山 7 番地

## 宮城県告示第434号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和8年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調査地域
仙 台 市	泉区上谷刈字山添外3単位区域
気仙沼市	古町一丁目1単位区域
名 取 市	愛島笠島字上滝ヶ森1単位区域
川 崎 町	大字今宿字黒岩山区域
	大字小野字綱取山等一部5単位区域

### 2 調査期間

地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和9年3月31日まで

## 宮城県告示第435号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 許可を取り消した年月日  
令和8年5月29日
- 2 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
匠耀防水株式会社 今田 雅雄	仙台市太白区羽黒台17番34号	般-6 第22127号

- 3 処分の内容  
一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実

匠耀防水株式会社の元役員が、令和6年5月15日付けで、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当していたことが判明した。

このことは、法第29条第1項第2号に該当する。

## 宮城県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年5月29日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 河南登米線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市広渕字砂四無番地先から 同市広渕字柏木無番地先まで	前	11.4～18.7	64.3
	後	11.4～19.1	64.3

### 宮城県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年5月29日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南登米線	石巻市広渕字砂四無番地先から 同市広渕字柏木無番地先まで	令和8年5月29日

## 宮城県告示第438号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称  
石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域
- 2 都市計画の変更の種別  
廃止
- 3 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第439号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称  
石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域
- 2 都市計画の変更の種別  
廃止
- 3 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第440号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称  
石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域
- 2 都市計画の変更の種別  
廃止
- 3 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第441号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
三井住友カード株式会社 大阪府大阪市中央区今橋4丁目5番15号  
株式会社七十七カード 仙台市宮城野区榴岡2丁目4番22号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類  
決済端末（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末をいう。）を通じて納付される歳入
- 3 指定年月日  
令和8年3月25日
- 4 指定期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 宮城県告示第442号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社寺岡精工 東京都大田区久が原5丁目13番12号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類  
セルフレジ（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供するレジスターをいう。）を通じて納付される歳入
- 3 指定年月日  
令和8年3月25日
- 4 指定期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 宮城県告示第443号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎3丁目1番1号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類  
インターネット（みやぎ電子申請サービス）を利用して納付される歳入
- 3 指定年月日  
令和8年3月25日
- 4 指定期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**宮城県告示第444号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和8年5月29日

宮城県北部地方振興事務所  
所長 大町久志

退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
令和8年3月31日	只木芳紀	宮城県松島町幡谷字検行18番地	理事

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和8年度税制改正等に伴うシステム修正業務
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
総務部税務課 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和8年4月17日
- 4 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地  
日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央4丁目6番1号
- 5 契約金額 218,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 契約の相手方を決定した理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号該当

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 関係性可視化システム賃貸借 1式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和9年2月1日から令和12年1月31日まで
- (4) 履行場所 宮城県警察本部刑事部捜査支援分析課

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 令和8年6月25日(木)までに、発注者に対し別紙「機器等リスト」(納入しようとする機器等を記載した一覧表)及び性能等に関する資料(製品カタログ等)を提出していること。
- (9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335)へ令和8年6月25日(木)午後5時までに提出すること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 担当課

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号022-221-7171、内線2232)

#### (2) 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

#### (3) 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和8年8月4日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (4) 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、(5)の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和8年8月18日(火)午後5時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて(1)あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月19日(水)午前9時30分

イ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察本部庁舎地下1階入札室

### 4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者及び3の(3)における審査により資格を有しないとされた者

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(3) 契約保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (9) この入札に係る調達案件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- (10) 詳細は入札説明書による。

## 6 概要

### Summary

#### 1. Place and Deadline For Submitting Bid Form

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department,  
Miyagi Prefectural Police Headquarters  
August 18, 2026, 5:00 p.m.

#### 2. Item/Service Required

Lease of Link Analysis and Visualization System - 1 set

#### 3. Date and Place of Bid Selection

the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters  
August 19, 2026, 9:30 a.m.

#### 4. Contact

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi  
Prefectural Police Headquarters  
3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan  
Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

## 宮城県議会訓令甲第5号

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月29日

宮城県議会議長 佐々木幸士

### 宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年宮城県議会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号) 第3条 [略] (1)～(4) [略] (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 (6)～(17) [略]</p>	<p>(個人識別符号) 第3条 [略] (1)～(4) [略] (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (6)～(17) [略]</p>

#### 附 則

この訓令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日（令和8年6月14日）から施行する。

## 宮城県公安委員会告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和8年5月29日

宮城県公安委員会委員長 及川 雄介

### 1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者（中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く）	令和8年 7月3日から  令和8年 8月31日まで	仙台市泉区市名坂 字高倉65番地  宮城県運転免許センター
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者（中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く）		
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和7年、令和8年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者		
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

### 2 資格審査申請手続

#### (1) 受付期間

令和8年5月29日(金)から令和8年6月12日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

#### (2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

#### (3) 資格審査申請用紙の配布

##### ア 配布期間

令和8年5月29日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

##### イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

### 3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601